

## 被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

東日本大震災から3年9か月が経過したが、いまだ多くの被災者が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、住宅の再建が大きな課題となっている。

現在の被災者生活再建支援制度では、住宅が全壊若しくは大規模半壊した世帯、又は半壊によりやむを得ず住宅を解体した世帯に対し、住宅の再建方法に応じて最高300万円の支援金が支給されるが、地価や資材の高騰と相まって、住宅再建には不十分な状況にある。

また、住宅の解体を伴わない半壊世帯については、現制度では支援の対象とされていないため、被災者にとって補修等の費用負担が大きく、住宅の復旧に苦慮している状況も見受けられる。

よって、国においては、東日本大震災による被災者の生活再建を推進するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 被災者生活再建支援制度による支援金額を拡充すること。
- 2 被災者生活再建支援制度による支援の対象を、住宅の解体を伴わない半壊世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

衆議院議長  
参議院議長あて  
内閣総理大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

福島県議会議長 平出孝朗